

学校いじめ防止基本方針

米沢市立北部小学校

1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、学校、家庭、地域、教育委員会や関係機関との連携のもと、いじめ問題の克服に向けながら、組織的に取り組むものとする。

2 本年度の基本的な考え方

- (1) いじめの定義を確認する。
- (2) いじめを積極的に認知し、解決を100%とする。

定義 「当該児童が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」
※けんかやふざけ合いであっても、いじめられた児童の気持ちを重視し該当するか否かを判断する。
※好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。

3 いじめ防止のための取組

(1) 児童に培う力とその取組

①児童に培う力

- ・自尊感情、思いやり、郷土愛
- ・共感、尊重する態度
- ・コミュニケーション能力
- ・ストレス対応・対処

②取組

- ・自己有用感、自己肯定感が育まれる学校生活、学級づくり、授業づくり（ソーシャルスキル等の活用も図りながら進める）

(2) わかる・楽しい授業

- ・一人一人を大切にした わかる・楽しい授業づくり（ユニバーサルデザイン等を生かすなど）を進め、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないようにする。
- ・教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進する。

(3) 教職員による組織的な指導

- ・本基本方針内容について年度始めに全職員で共有するとともに、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ・児童に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

※いじめ防止のための組織（法 22 条：必置）と具体的な取組

- ・いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）」を置く。

○校内職員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導部長、該当学年主任、該当学級担任、教育相談担当、養護教諭を基本とする。（柔軟な対応を図る）

○校外関係者：PTA会長、学校評議員代表（コミセン館長、主任児童員等）等、必要に応じて招集し、協力を願う。

- ・当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的な取組を行う。

○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。（校内研修や職員会議等の情報提供の機会）

○いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。（職員打合せ、教育相談）

○いじめの疑いに係る情報があった時には起動性のある組織を立ち上げ、学年主任会（教務・コーディネーター）を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

(4) 児童の主体的な取組

- ・児童会による協力し合う学校づくり、楽しく明るい学校生活の取組を大切にして進める。（「思いやりの心」を中核に据えた様々な取組）

(5) 家庭・地域との連携

- ・懇談会、家庭訪問、学年だより、学校HP等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るような配慮を入れながら進める。
- ・情報モラル教育についての啓蒙や情報提供を進め、学校、家庭、地域が連携した取組を推進する。

4 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ・日常の児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童の小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。（毎週の子どもを語る会、学年主任会、学年会等）
- ・定期的なアンケート調査（いじめアンケート、心のアンケート）により、短期におけるいじめの全体像を把握しながら、全職員の情報共有と指導対応に関わる共通理解の下、定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施する。
- ・教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童について、教育相談担当や特別支援コーディネーター等との情報共有を進め、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。
- ・児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や定期的な児童個人面談により、信頼関係の構築に努める。

(2) 地域や家庭との連携

- ・より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

5 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ・発見・通報を受けた場合には、抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・児童や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署等に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ・発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめ対策委員会」に報告し組織的対応を図る。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ・被害児童から、事実関係の聴取を行う。その際、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意。また、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。被害児童や保護者に対し、徹底して守り通すこと、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- ・教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- ・加害児童への指導は、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

- ・状況に応じて出席停止制度の活用についても教育委員会と協議する。

(5) いじめの解消

- ・いじめを受けた児童に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが少なくとも3か月以上継続していること。いじめを受けた児童が、本人及びその者の面談等により心身の苦痛を感じていないこと。以上の2つの要件を少なくとも満たす必要があることを、全職員で認識し対応にあたる。

(6) 集団へのはたらきかけ

- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(7) ネットいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、プロバイダに削除する措置をとる。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が考えられる場合、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールなどネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話等のメールを利用したいじめなどは、発見しにくいいため、情報モラル教育を進め、保護者においてもたより等での啓発も入れていくようにする。

6 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置（法28条①：必置）と調査の実施

- ・当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、また重大事態への対処、発生防止のため、下記の第三者による調査組織を設け、重大事案に係る事実関係のための調査を行う。

<重大事案と想定されるケース>

- 児童が自殺を図った場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 等

<組織の構成>

※校内におけるいじめ防止のための組織（いじめ対策委員会）を母体としつつ、置賜教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。

（具体的な調査組織の構成員については市教育委員会の指示を仰ぐ）

- 弁護士 ○精神科医 ○学識経験者 ○心理や福祉の専門家等経験を有する者

※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

(2) 校内の連絡・報告体制

- ・校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急連絡網」による。

(3) 重大事態の報告

- ・当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く市教育委員会を通じて市長へ報告する。

(4) 外部機関との連携

- ・重大事案に係る事実関係の調査、事後対応、発生防止等については、必要に応じ市教育委員会、警察署、児童相談所、置賜教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。